



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 21 2004年08月20日

台湾特許年金減免制度

台湾では2004年7月1日付にて特許年金減免制度が導入されました。

当該制度の適用を受けられる対象について、次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 特許権者全員が次の何れかに該当する場合：

1) 自然人

2) 学校

但し、外国学校については、台湾教育部の承認を受けたものに限る。

3) 中小企業

但し、外国企業については、次の何れかの条件を満たすものに限る。

① 資本金が新台幣貨幣NT\$ 8,000万元(現在レートで日本円28,000万円に相当)以下の製造・建築・鉱業・土石業である。

② 前年度の売上が新台幣貨幣NT\$ 1億元(現在レートで日本円3.5億円に相当)以下の農林水産・電熱エネルギー・商業・運送・通信・金融保険不動産等サービス業である。

2. 減免の額：

特許年金第1～3年度につき毎年NT\$ 800(現在レートで¥2,800)の額が減免される。

特許年金第4～6年度につき毎年NT\$ 1,200(現在レートで¥4,200)の額が減免される。

3. 証明書類：

台湾特許庁は減免条件を満たすことを証明する書類(例えば、日本国籍法人の場合は、税務署発行の決算書の写等)の提出を要求することができるとなっている。

以上